

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1.事業者概要

事業者名	株式会社 US
所在地	埼玉県さいたま市緑区宮本2-18-38
代表者名	代表取締役 植野 広太
電話番号	048-767-5798

2.事業者概要

事業者名	うみそら訪問看護ステーション
指定番号	さいたま市指定 第 1166591572 号 関東信越厚生局 第 659,157.2. 号
所在地	〒336-0926 埼玉県さいたま市緑区東浦和7-32-18 東浦和春栄ビル606
電話番号	電話：048-767-5798 FAX :048-767-5799
管理者名	高橋 好彦

3.事業の目的と運営方針

<事業の目的>

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

<運営の方針>

- うみそら訪問看護ステーション(以下、本事業所という。)の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように、療養者上の目標を設定して支援をする。
- 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように、事情実施体制の整備に努める。

4.本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師	2.5名以上	

5.営業時間

営業日	365日
営業時間	9：00～18：00(緊急同意がある場合、24時間対応)

6.営業地域

さいたま市、川口市、蕨市、戸田市

7.利用料

○利用料として介護保険法第41条及び健康保険法第88条第4項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する、居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとする。

○利用者は、うみそら訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料金及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用者は、1ヶ月単位として、当該月の利用料は、翌月26日に利用者が指定する口座から毎月振替します。(26日が土日、祝日の場合はその翌日。)

2) 現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分を翌月20日前後にご請求させていただきます。訪問にて集金し、領収書を発行いたします。

*キャンセル料について

訪問看護利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。また、ご利用者の急な入院等の場合もキャンセル料は発生致しません。

ご連絡を頂く時間	キャンセル料
前日までにご連絡を頂いた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡の場合	不要です
訪問までにご連絡がない場合	不要です

※キャンセルが多い場合は、頂く場合があります。

8.事故発生時の対応

(1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合。速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9.緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

10.災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や災害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害の情報、災害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

11.秘密情報の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12.利用者への不適切な対応防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な処置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援に当たって悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13.苦情申し立て窓口

うみそら訪問看護ステーション 苦情担当 管理者 高橋 好彦	所在地：埼玉県さいたま市緑区東浦和2-18-38 東浦和春栄ビル606 電話：048-767-5798 Fax:048-767-5799 受付時間：9：00～18：00
さいたま市福祉部 指導監査室 看護事業者課	所在地：埼玉県さいたま市南区別所7-20-1 サウスピア5階 電話：048-844-7178 Fax:048-844-7277 受付時間：9：00～17：15(土日祝日休み)
埼玉県国民健康保険団体連合	所在地：埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704 国保会館8階 電話：048-824-2568 Fax:048-824-2561 受付時間：8：30～17：00(土日祝日休み)

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者様に対して重要事項説明書に基づき、重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

指定居宅サービス事業者

所在地：〒336-0926

埼玉県さいたま市緑区東浦和7-32-18 東浦和春栄ビル606
うみそら訪問看護ステーション

(説明者) 氏名

(管理者) 氏名

高橋 好彦



私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代筆者

(関係性)

様(以下、『利用者』とします)と、株式会社US(以下『事業者』とします)は、訪問看護のご利用について次の通りに契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法健康保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的をします。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、____年____月____日～・____年____月____日までとします。なお、ご利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。また、入院・入所等で3ヶ月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

(訪問看護の内容)

第3条 事業者は、利用者の希望を伺い、心身の状態を判断して、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、看護計画を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。
2.利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙『重要事項説明書』の通りにサービスを利用します。
3.サービスの内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者との介護専門員または医師の合意により変更できます。
事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

(訪問看護の利用料)

第4条 利用者は介護保険法、健康保険法等関連法に定める料金を支払います。
2.事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合にはその領収書を発行致します。
3.事業者は利用者から料金の変更がある場合には事前に説明し同意を得ます。
4.事業者は介護保険関連等の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、あらかじめその料金について同意を得ます。
5.利用者は利用料金の変更に応じられない場合は、事業者に対して文書で通知し契約を解約することができます。なお、利用料については解約の申し出を受けた日までに行った看護サービス利用料を請求致します。

(利用料の滞納)

第5条 利用者は正当な理由なく利用料を2ヶ月から3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払わない場合は契約を破棄します。
2.事業者は事項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

(契約終了)

第6条 利用者は、事業者に対し、5日以上の子行期間においてこの契約の解除ができます。
2.事業者は利用者が正当な理由なくまたは行為に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

3.その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- 利用者が死亡、入院・入所または転居した場合
- 利用者の症状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- その他解約をせざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第7条 事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第8条 事業者及び従業者は、訪問看護を提供する上で知りえた利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
2.事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3.事業者及びその従業者は退職後も在職中に知り得た利用者または、その家族の秘密を守る事を義務とします。

(苦情対応)

第9条 事業者は、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
2.事業者は利用者またはその家族が苦情申立機関に苦情申立を行なった場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。


(連携)

第10条 事業者は訪問看護提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービスを提供するものと連携を密に行います。
2.事業者は該当契約の変更または終了の際に、速やかに利用者担当の介護支援専門員や医師等にも連絡をします。

(契約外条項)

第11条 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2.本契約に規定のない事項については、介護保険法、健康保険法等関連法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

契約年月日 令和 ____年 ____月 ____日

埼玉県さいたま市緑区東浦和7-32-18 東浦和春栄ビル606
株式会社US 代表取締役 植野 広太 

住所

氏名

連絡先

緊急連絡先

(関係性)

代筆者

(関係性)